

● 交通安全意識の高揚と交通環境の整備による交通事故防止対策の推進

施策目標（PLAN）

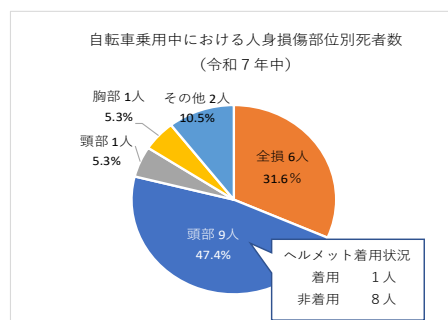
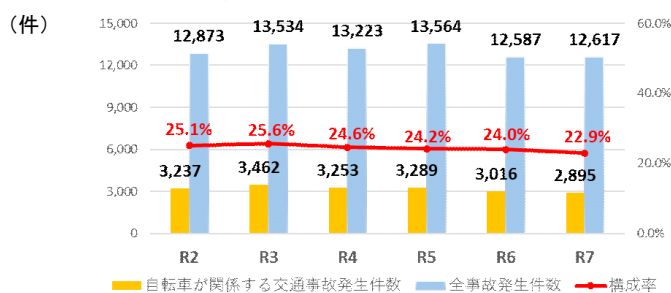
良好な自転車交通秩序の実現

実施項目（DO）

- 1 自転車通行空間の整備
- 2 交通安全教育・啓発活動の推進
- 3 交通違反に対する指導取締りの強化

実績（成果）（CHECK）

1 交通人身事故発生件数の推移



自転車に関係する交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、全交通事故に占める割合は横ばいであり、頭部損傷による死者9人のうち8人が自転車乗車用ヘルメット未着用であった。

2 良好な自転車交通秩序の実現に向けた総合対策の推進

(1) 自転車通行空間の整備

自転車利用者等の安全を確保するため、道路管理者と連携し、普通自転車専用通行帯の整備（4路線）、特例特定小型原付・普通自転車歩道通行可の交通規制の解除（58路線）、自転車横断帯の解除（95か所）を実施した。

(2) 交通安全教育・啓発活動の推進

関係機関・団体と連携し、ライフステージに応じた自転車の交通安全教育を実施（交通安全教育実施回数：2,879回、対象人数：294,730人）するとともに、企業、学校、団体等による「自転車安全利用の推進宣言」プロジェクトの推進（759事業所）、市町村に対する自転車乗車用ヘルメットの購入補助金制度導入の働きかけ等の取組を推進した。

(3) 交通違反に対する指導取締りの強化

自転車指導啓発重点地区・路線を中心に悪質、危険な交通違反に対する取締りを強化し、自転車の交通違反3,144件（前年比+615件）を検挙した。また、普通自転車専用通行帯における放置駐車違反に対する取締り（放置車両確認標章取付件数：63件）を実施した。

今後の課題及び方針（ACTION）

1 課題

- (1) 自転車に関係する交通事故や違反を減少させるためには、自転車利用者のルールやマナーの徹底が重要であるところ、本年4月からは16歳以上を対象とする、自転車に対する交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることから、特に運転免許を持たない中高生に対して指導啓発を強化する必要がある。
- (2) 自転車乗用中の交通事故による被害を軽減するためには、頭部を保護することが重要であるが、県内の自転車乗車用ヘルメットの着用率が低調（着用率7.9パーセント（令和7年6月調査、警察庁公表））であることから、着用率向上に向けた取組を強化する必要がある。

2 方針

引き続き、関係機関・団体と連携し、良好な自転車交通秩序の実現に向けた総合対策を推進する。